

独立行政法人制度改正フォローアップ調査結果(概要)

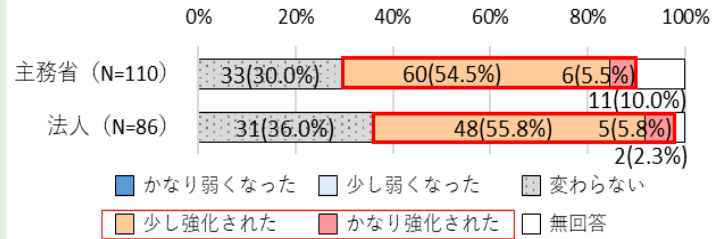
平成26年の独立行政法人通則法改正後の運用状況等について、全87法人及びその主務省（114主管課）を対象に調査した結果、制度改正の柱については概ね肯定的に受け止められているものの、いくつかの課題が確認できた。

1 平成26年制度改正の柱についての認識

報告書P3～

- (1) 5割以上の主務省・法人（国立研究開発法人では約9割）が、法人類型の分類が目標達成に役立っていると回答
- (2) 約6割の主務省・法人が、主務大臣の下でのPDCAサイクルの機能が強化されたと回答（図1）
- (3) 9割以上の法人が、内部統制システムの整備が内部ガバナンスの強化に役立っていると回答

（図1）評価主体が府省評価委員会から主務大臣となったことによるPDCAサイクルへの影響

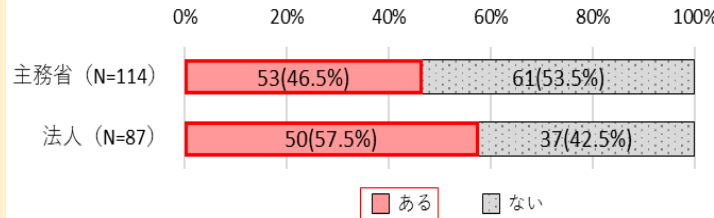


2 調査結果から確認された主な課題

報告書P14～

- (1) 約6割の法人が、A以上の評定の取得が困難な事務・事業があると回答（図2）
⇒ 管理業務等において、法人の取組・成果に応じた正当な評価を得られるようにする必要あり。 <民間、海外の評価の事例を今後調査>
- (2) 約4割の主務省・法人で、A以上の評定の取得が困難な事務・事業の有無が不一致（図3）
⇒ 目標設定・評価における主務省と法人とのコミュニケーションが不十分
- (3) 主務省と監事との意見交換が約4割で未実施
⇒ 主務大臣評価における監事機能の活用が不十分

（図2）A以上評定を取得することが困難な事務・事業の有無



（図3）A以上の評定が得られないとの回答の比較

区分	全体	
ある（主務省）・ある（法人）	31	35.6%
ない（主務省）・ある（法人）	19	21.8%
ある（主務省）・ない（法人）	12	13.8%
ない（主務省）・ない（法人）	25	28.7%
計	87	100%

※ 法人と当該法人の主たる主務省で比較している。

3 参考となる事例の紹介

報告書P18～

- 総合評定の判断基準に評価ウエイトを設定している例
- 管理業務においてA評定を取得している例
- 運営方針・倫理行動指針の役職員への浸透状況の確認を行っている例 など